

Ⅳ. 目黒区学童保育クラブ利用基準(利用基準指数)

- ・学童保育クラブの利用希望者が、受入人数(上限数)を上回った場合には、利用基準指数の高い方から利用決定をします。なお、一次申請と三次申請以降の審査方法が違います。(審査方法等は12頁参照)
- ・利用基準指数とは、1.基準指数と2.調整指数を合計したポイントです。

1.基準指数(保護者等の状況)

基準指数については、保護者等のうち、ポイントが異なった場合は、指数の低い方のポイントを適用します。

「保護者等」とは、父・母又はそれに代わる方(現に監護している方)が該当します。

例:基準指数が父親10ポイント、母親8ポイントの場合、8ポイントを適用します。

保護者等の状況		勤務日数 (日曜日を除く)	勤務終了時間 ※	基準 指数
就 労	会社員・公務員など雇用契約をしている場合	週5日以上	午後5時以降に勤務等終了	10
			午後4時から午後5時前に勤務等終了	9
			午後3時から午後4時前に勤務等終了	8
	自営の場合 ・親族経営の事業所と雇用契約をしている場合 ・会社経営・自営業の場合(事業主)(第三者から就労の証明がとれない場合を含む)	週4日	午後5時以降に勤務終了	9
			午後4時から午後5時前に勤務等終了	8
			午後3時から午後4時前に勤務等終了	7
		週3日	午後5時以降に勤務等終了	8
			午後4時から午後5時前に勤務等終了	7
			午後3時から午後4時前に勤務等終了	6
	・会社経営・自営業の場合 (協力者) ＊事業中心者の補助的作業に従事し、 給与が発生していない方。	週5日以上	午後5時以降に勤務等終了	9
			午後4時から午後5時前に勤務等終了	8
			午後3時から午後4時前に勤務等終了	7
		週4日	午後5時以降に勤務等終了	8
			午後4時から午後5時前に勤務等終了	7
			午後3時から午後4時前に勤務等終了	6
		週3日	午後5時以降に勤務等終了	7
			午後4時から午後5時前に勤務等終了	6
			午後3時から午後4時前に勤務等終了	5

※勤務地から自宅までの片道の所要時間を含みます。

※勤務時間が1日4時間未満の場合は、就労要件に該当しません。

保護者等の 状況	詳細		基準 指数
就学又は 技能訓練中	就労のための技能取得等 ＊就労のために就学等していることを指します。この場合、在学証明書・カリキュラム票等の提出が必要です。		就労に 準ずる
疾病 ※Ⅰ	入院（入院期間中） ＊入院とは、現に入院しているか、医師の指示により概ね1か月以上入院することがすでに決定している場合です。その他、緊急を要する場合は、ご相談ください。		10
	居宅内	常時病臥（自宅安静等を含む）、精神性疾患又は感染症	9
	療養	通院	6
障害	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度		10
	身体障害者手帳3・4級 精神障害者保健福祉手帳3級、愛の手帳4度		8
看護・介護 付添い ※Ⅰ	1か月以上の入院患者等の看護		7
	1か月以上の通院等の付添い		6
	1か月以上の自宅療養者の看護または介護		5
採用内定者	・4月末日までの採用が内定している方で、「勤務証明書」「採用予定証明書」の勤務内容が申請時に未確定な場合は、右の基準指数になります。 ・「勤務証明書」「採用予定証明書」に勤務日数や勤務時間等が明確に示されている場合は、それをもとに基準指数を割り出します。 ・現在、就労先の退職により「求職中」で学童を利用中（年度内の2か月を限度）で次年度申請をする場合、「申出書」の提出により右の基準指数となります。同申請期間に、就職が決まり勤務証明書を提出した場合は、基準指数を新たに算出します。ただし、2か月が過ぎても就職中の状況が変わらない場合は、退所となり、 <u>申請した次年度利用申請は、利用要件を満たさないため無効となります。</u>		5
その他	出産	原則として労働基準法に定める産前産後の休暇期間（日数） ＊出産とは、出産に要する期間を指し、出産後に取得する育児休業期間を含みません。なお、保護者が育児休業を取得された場合は、利用要件に該当しないため、退所となります。	特例
	災害等	災害等による家屋の損傷や復旧のため児童を家庭で保育することができない場合	特例

※Ⅰ 通院・看護・介護・付添いの場合、午後3時から午後6時15分の時間帯に保育を必要とすると認められれば、時間にかかわらず記載されている指数となります。

2.調整指数（児童本人及び世帯の状況による）

(1) 学年

1年生	+4
2年生	+2
3年生	+1
4年生以上	0

(2) 障害のある児童

特別支援学校又は特別支援学級（固定学級）に在籍している児童 又は身体障害者手帳又は愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している児童	+3
--	----

(3) 世帯の状況等

ひとり親世帯又は両親不在 ・「ひとり親世帯」とは、別居して既に生計を異にしている世帯を含みますが、どちらかの親が単に単身赴任のため同居していない場合を含みません。 ・「両親不在」とは、当該児童が両親と生活を共にしておらず、親以外の保護者養育されている状態を指します。 ※公募により確認することに同意する場合は学童保育事業利用申請書の□に✓してください。 ✓のない場合は、戸籍謄本の写し（離婚調停中の場合は、事件係属証明書等）の提出が必要です。	+3
単身赴任 勤務証明書に勤務地、赴任期間の記載が必要です。	+2
通年で、毎月長期出張（1か月15日以上）がある場合 直近1年間の実績表（毎月の長期出張が確認できるもの）が必要です。	+1
就労等していない在宅の同居親族 利用期間において、自立した日常生活が可能な65歳未満の祖父母がいる 勤務先等就労状況や健康状態等の証明書類を提出すれば、調整指数のマイナスの対象にはなりません。	-2
就労等していない親族 利用期間において、自立した日常生活が可能な65歳未満の祖父母が同一敷地内または自宅周辺にいる ・同一敷地内とは、「同じ住所地」又は「同一の集合住宅内」にそれぞれ居住する場合。 ・自宅周辺とは、地図上で半径200メートルの範囲。 ・勤務先等就労状況や健康状態等の証明書類を提出すれば、調整指数のマイナスの対象にはなりません。	-1

(4) 区立小学校通学区域と希望する学童保育クラブの関係

教育委員会が定めた区立小学校の通学区域（調整区域を含む）に対応する学童保育クラブ以外を希望する場合 ＊児童が現在住んでいる住所の学童保育クラブ区域外の学童保育クラブ（「Ⅴ.学童保育クラブ一覧」（17-20頁）を参照してください。）を希望する場合は、右記のとおり調整します。	-1
--	----

(5) 児童の出席状況

児童が習い事等により、保育を必要とする日に定期的な欠席や早退をする場合、以下のような調整の対象になります。

(※定期的とは、各月 4 週の内、曜日に関係なく毎週 1 日以上を習い事等により欠席・早退する場合を指します。)

・在籍児童については、前年度(令和6年度)の利用実績(出席状況)も確認します。

・新規利用児童については、令和7年度の保育の必要な日、帰宅予定時刻などの利用予定(「学童保育事業利用申請書」裏面)を確認します。

欠席	週 5 日の保育が必要だが、習い事等で週 3 日の出席 又は 週 6 日の保育が必要だが、習い事等で週 4 日の出席	-2
	週 4 日の保育が必要だが、習い事等で週 3 日の出席 又は 週 5 日の保育が必要だが、習い事等で週 4 日の出席 又は 週 6 日の保育が必要だが、習い事等で週 5 日の出席	-1
早退	定期的な習い事等で午後 4 時まで(午後 4 時を含む)に早帰りすることが週 1 回以上ある ※1 週間の合計を加算しますので、週の中で、2 日ある場合は、 -0.5×2 日 = -1 ポイントとなります。	-0.5

※学童保育クラブの開設時間は、学校登校日において午後 3 時から 6 時 15 分の時間帯をいうため、午後 3 時前(3 時を含まない)の早退については、欠席扱いとなります。

※令和 7 年度における、目黒区立小学校の夏休み期間は「児童の出席状況」「出席率」に含まない。

3.利用基準指数が同ポイントの場合の判定方法

利用基準指数(基準指数と調整指数を合計したポイント)が同じポイントとなって、判定ができなかった場合は、以下の判定要件によって利用児童の順位を決定します。

判定順位	要 件
1	希望学童保育クラブが、居住する学校区域の学童保育クラブである児童
2	両親不在家庭・ひとり親家庭に属する児童
3	低学年の児童
4	保護者の就労日における出席率が高い児童(学童保育クラブ在籍児童のみ)※
5	複数の保護者等の利用基準指数(基準指数と調整指数の合計)を加算し、算出されたポイントが高い児童
6	適用された保護者等の基準指数(調整指数を加えない指数)が高い児童
7	複数の保護者等の基準指数(調整指数を加えない指数)の合計が高い児童
8	同居の親族がいない児童
9	在宅の親族が同一敷地内にいない児童
10	低年齢の弟妹がいる児童 (弟妹の有無で順位が決まらない場合は、以下の順で判定します) ①就学前の弟妹の人数が多い児童 ②小学生以下の兄弟姉妹の人数の多い児童 ③弟妹のうち、一番年下の児童の年齢
*上記でも順位に差が出ず判定ができない場合は、抽選で決定をします。	

※例年の出席率算出方法

・保護者等の就労日が週 3 日の場合で、その児童が週 3 日の出席であれば 100%で、出席率(令和6年度利用実績)を算出します。